

改 正 案	現 行
第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 温度三十五度においてゲージ圧力〇・八メガパスカル以下のものうち、毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であつて、次に掲げる基準に適合する状態にあるもの（前二号に掲げるものを除く。） イ （略） ロ エアゾールにあつては温度三十五度においてエアゾールの体積が容器の内容積の九十パーセント以下、エアゾール以外の液化ガスにあつては容器の内容積に應じて容器保安規則第二十二條の規定により計算した質量以下のものであること。 ハ〜ヘ （略） ト 充填する容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 C 若しくは液化フルオロカーボン五百七 A の容器として使用されたことのないものであること。 チ エアゾール以外の液化ガスにあつては、次の表の上欄の容器の種類に應じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示	第四条 令第二条第三項第八号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 温度三十五度においてゲージ圧力〇・八メガパスカル以下のものうち、毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量二百五十グラム以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の五十六パーセント以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であつて、次に掲げる基準に適合する状態にあるもの（前二号に掲げるものを除く。） イ （略） ロ エアゾールにあつては温度三十五度においてエアゾールの体積が容器の内容積の九十パーセント以下、エアゾール以外の液化ガスにあつては容器の内容積に應じて容器保安規則第三十四條の規定により計算した質量以下のものであること。 ハ〜ヘ （略） ト 充てんする容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロカーボン十二若しくは液化フルオロカーボン百三十四 a の容器として使用されたことのないものであること。 チ エアゾール以外のものにあつては、ガスの名称（可燃性ガスにあつては、可燃性ガスである旨の表示を含む。）を

すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル（当該容器が円筒形であつて、底面の直径が八センチメートル以上、かつ、高さが七センチメートル以下である場合にあつては、二百五十立方センチメートル。以下同じ。）以上のものは日本工業規格Z8305に規定する十六ポイント以上（平仮名の部分にあつては八ポイント以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Z8305に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する八ポイント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格Z8305に規定する六ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化ガスであつて通関前のものについては、この限りでない。

容器の種類		表示すべき事項
燃料容器（燃料用に可）	甲	
火気と高温に注意	乙	高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意

容器（輸入液化ガスにあつては、通関後のものをいう。）の外面に明示したものであること。

燃料容器であつてカートリッジガスこんろに使用することができない	燃性ガスを充填した容器をいう。以下同じ。 であつてカートリッジガスこんろ（液化石油ガス）をいう。以下同じ。 に使用する ことができるもの
火気と高温に注意	
高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度	を守ること。 一 こんろで炭の火をおこしたり、こんろを二台以上並べて使用しないこと。 二 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 三 火の中に入れないこと。 四 使い切つて捨てること。 五 ガスを再充填しないこと。 高圧ガス…使用するガスの種類

いもの		燃料容器以外 の容器であつて可燃 性ガスを充填したもの
	火気と高温 に注意	
以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れないこと。 三 使い切つて捨てること。 四 ガスを再充填しないこと。 高圧ガス…使用するガスの種類	高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れないこと。 五 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類	高温に注意 高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れないこと。

三 使い切つて捨てること。 高圧ガス…使用するガスの種類	備考 一 「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の 使用される環境に応じた具体例を表示することができる。 二 「度」の部分は、「℃」と表示することができる。 三 「使用するガスの種類」の部分は、液化石油ガス、ジメ チルエーテル等使用するガスの具体的名称を表示すること とする。 なお、名称は略称で表示することができる。 四 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」 の部分は、屋外で使用されるものであつて表示する枠の外 に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているも のにあつては、省略することができる。
--	--

リ エアゾールにあつては、次の表の上欄に掲げるエアゾールの容器の構造及び中欄に掲げるエアゾールの種類に
応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲
欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチ
メートル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する
十六ポイント以上（平仮名の部分にあつては八ポイント以
上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規格
Z8305に規定する十二ポイント以上（平仮名の部分に
あつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げ
る事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメートル

リ エアゾールにあつては、次の表の上欄に掲げるエアゾールの容器の構造及び中欄に掲げるエアゾールの種類に
応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲
欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチ
メートル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する
十六ポイント以上（ひらがなの部分にあつては八ポイント
以上）、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規
格Z8305に規定する十二ポイント以上（ひらがなの部
分にあつては六ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に
掲げる事項にあつては容器の内容積が二百立方センチメー

以上のものは日本工業規格Z8305に規定する八ポイン
ト以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工業規
格Z8305に規定する六ポイント以上の大きさの文字で
見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充_レ填されたものであ
ること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地
に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、
甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け
白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの
種類にあつては、赤色の文字で表示すること。また、使用
中噴射剤が噴出ししない構造のものにあつては、乙欄に掲げ
る事項中八二重構造容器につき捨て方注意Vについて赤色
の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示
すること。ただし、輸入されたエアゾールであつて通関前
のものについては、この限りでない。

(以下、略)

ヌール (略)

トル以上のものは日本工業規格Z8305に規定する八ポ
イント以上、二百立方センチメートル未満のものは日本工
業規格Z8305に規定する六ポイント以上の大きさの文
字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充_レてんされたも
のであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け
、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さ
らに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地
を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用する
ガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。また
、使用中噴射剤が噴出ししない構造のものにあつては、乙欄
に掲げる事項中八二重構造容器につき捨て方注意Vについ
て赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付し
て表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであつて
通関前のものについては、この限りでない。

(以下、略)

ヌール (略)

附則

1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の高圧ガス保安法施行令関係告示の規定に基づき表示された容器については、改正後の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三号チの規定にかかわらず、この告示の施行の日から一年六月間は、なお従前の例によることができる。